

## 九州教区教師厚生及び慶弔に関する細則

**第1条** 長期療養に対する見舞金は以下の通りとする。慶弔費は教師厚生費特別会計より支出し、事務取扱は教区事務所が行う。

- (1) 教師本人の場合、1ヶ月以上の入院で50,000円、2週間以上の入院で20,000円、1週間以上の入院で10,000円とする。
- (2) 扶養家族（配偶者、20才以下の子ども）の場合、1ヶ月以上の入院で20,000円、2週間以上の入院で10,000円、1週間以上の入院で5,000円とする。

**第2条** 教師厚生費特別会計規則第2条に該当する申請があった場合は教師部が審査を行い、援助の可否を決定する。承認された場合には、その金額も決定する。（決定事項は、教区役員会あるいは常置委員会の承認を得るものとする。）

**第3条** 教師の慶弔に対する慶弔費は以下の通りとする。慶弔費は教師厚生費特別会計より支出し、事務取扱は教区事務所が行う。

- (1) 死亡の場合、教師本人50,000円、教師の家族30,000円、隠退教師30,000円、隠退の教師配偶者30,000円とする。なお、教師の家族とは、配偶者、20才以下の子どもとする。
- (2) その他、結婚20,000円、出産20,000円とする。
- (3) 九州教区にて教師が隠退した場合、隠退記念10,000円とする。

**第4条** この細則の改正は、常置委員会の議を経て行い、教区総会に報告するものとする。

**注** 本規則における教師とは、教会担任教師とする。また隠退教師とは、九州教区において隠退した教師とする。

**付則** この細則は、2013年4月1日から施行する。

(2013年1月22日 常置委員会にて決定)